## 科学研究費補助金等による研究の実施に関する規程の一部改正 新旧対照表 (案)

令和5年3月22日 本部事務局人事部

科学研究費補助金等による研究の実施に関する規程の一部改正 新旧対照表 (案)		本部事務局人事部
新	IΒ	改正理由等
第1条~第2条 (略)	第1条~第2条 (略)	
(利加弗然の研究と行る職員)	(利用典体の用なよ)行る聯盟)	
(科研費等の研究を行う職員) 第3条 (略)	(科研費等の研究を行う職員)	
第 5 <del>年 6 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 </del>	第3条 (略) (1)~(5) (略)	・職員の定義に定年
(1)~(5) (略) (6) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構定年前再雇用短時間勤務職員に関する就		前再雇用短時間勤
		務職員を追加する。
<u>業規則第3条に規定する定年前再雇用短時間勤務職員</u> 2 (略)	2 (略)	· • • •
第4条~第8条 (略)	第4条~第8条 (略)	
附則		
この規程は、令和5年4月1日から施行する。		